

令和4年度（2022年度）認証評価制度実施事業実施要綱

1 事業の目的

介護事業所における職員の人材育成や就労環境等の改善につながる取組について、道が作成する評価基準に基づき評価を行い、水準を満たした介護事業所に対し認証を付与し「見える化」することで、働きやすい環境の整備、新規参入の促進、離職防止・定着促進を強力に推進し、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを図る。

2 実施主体

北海道

3 事業の委託

道が適当と認めた事業者に委託して実施する。

4 委託期間

（委託契約締結日）から令和5年（2023年）3月31日まで

5 経緯

- (1) 本道においては、他県を上回るスピードで高齢化が進んでおり、介護人材の離職防止と定着促進は、2025年度に向けてさらに14,000人の介護人材を確保する上で（第8期北海道介護保険事業支援計画）、緊急性の高い課題である。
- (2) こうした中、平成31年3月に、認証評価制度の導入効果や都道府県担当者向けの「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の運営にかかるガイドライン」を含めた報告書がとりまとめられた（介護事業所の認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定に関する調査研究事業報告書（厚生労働省事業））。
- (3) 同報告書を踏まえ、認証評価制度の導入を進め、人材育成等に積極的な介護事業者の取組の横展開を図るため、平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長より、認証評価制度の実施に関する基本的事項を定めた「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」が通知された。
- (4) 厚生労働省からの同通知を受け、令和元年度、本道と道内介護関連団体等とで組織される「介護人材確保対策協議会」において認証評価制度について協議し、外部組織から専門的・技術的な知見を取り入れた上で、導入を進める方向で検討することが決定されたところ。
- (5) (1)～(4)を受け、道では、令和2年度に「認証評価制度基盤整備事業」を実施。認証評価制度に係る検討組織の設置及び運営、介護事業所に対する職場環境の実態調査及び分析等を行い、制度の基盤整備を行った。
- (6) (5)における検討の結果、令和3年度に「認証評価制度構築事業」を実施。様々なサービス種別の事業者をモデル事業者として選出し、試験的に認証取得に向けた取組を支援、事例としてまとめた上、広く事業者に対して制度導入に係る説明会を実施し、当該制度の円滑な本則運用に向けて取り組んだところ。

5 委託業務の概要

(1) 運営委員会の開催

委員は、下記のとりの選出を基本とし、変更の場合は、道と協議の上決定すること。

ア 運営委員

- (ア) 北海道福祉人材センター センター長
- (イ) 公益財団法人介護労働安定センター北海道支部 支部長
- (ウ) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 北海道ブロック会理事
- (エ) 一般社団法人北海道介護福祉士会 会長
- (オ) 一般社団法人北海道認知症グループホーム協会 副会長
- (カ) 一般社団法人北海道老人保健施設協会 副会長
- (キ) 北海道老人福祉施設協会 副会長
- (ク) 北海道ホームヘルプサービス協議会 会長
- (ケ) 北海道労働局 職業安定部 職業安定課 課長補佐
- (コ) 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 事業指導担当課長

イ 開催数

3回とする。

ただし、道が適当と判断する場合は、これに限らない。

ウ 開催日程及び内容

認証に係る審査結果を基に審議し、道に意見を具申する。また、制度の運営上発生する問題点について、検討を行う。なお、日程については、委員へ事前に複数日を提案し、最も出席人数が多い日を選定する。

エ 事務局の運営

事務局の運営に当たっては次の業務を基本とするが、実施の際は道と十分に協議すること。

(ア) 運営委員会の開催に際し、日程調整、資料の作成・印刷・配付（資料は必要に応じて出席者に事前配布すること）、会場設営、その他検討会の開催に必要な準備を道と協議し行う。

(イ) 運営委員会の開催ごとに議事録及び開催結果を作成し、運営委員会の開催後一ヶ月以内に委員及び道に提出すること。

(ウ) その他本業務に必要と考えられる業務

(2) 制度の普及啓発及びエントリー事業者の募集

制度の普及啓発に資するリーフレット及びポスターを作成し、本制度へのエントリー事業者の募集を行う。

事業者数：50 法人以上

(3) 認証取得に向けた取組への支援

エントリー事業者への認証取得に向けた取組へ次の支援を実施すること。

(ア) 制度説明会の開催

制度の概要、評価項目、書類調製方法、支援内容、審査方法等の理解促進のため、説明会を開催すること。

(イ) 個別相談対応

事業者から認証基準達成に係る電話相談窓口を設けること。なお、窓口の開設時間は平日午前9時から午後5時までを基本とする。

(ウ) セミナーの実施について

審査項目ごとに、認証基準達成に必要な制度構築・運用についてのセミナーを複数回実施すること。

(エ) 個別コンサルティング業務の実施

上記(ア)～(ウ)の支援のみの認証基準到達が難しいと認められる事業者については、個別に不足項目に対する充足方法の指導や継続的な運用方法、書類調整方法等について、コンサルティングを実施すること。

(オ) その他

上記(ア)、(ウ)、(エ)の実施方法については、オンラインを基本とし、必要に応じて、道と協議の上適切に決定すること。なお、上記(ア)～(エ)については、より効果的な支援の実施が可能な場合、この限りではない。

(4) 審査について

認証取得のための審査を希望する事業者から申請があった時は、認証基準到達の確認のための書類を提出させ、書類審査を行うとともに、オンライン方式にてヒアリング審査を行う。なお、オンラインでの実施が難しい場合は、道と協議の上、適切な方法での審査を実施すること。

(5) 認証の手続き

上記(4)において、認証基準の到達が確認された事業者については、上記(1)において開催される運営委員会での審議を経て、道が認証の決定を行うこととし、受託者は、その決定に基づき、認証書の供与及び管理事務を行うものとする。また、認証マークステッカー等を作成し、併せて認証事業者に対する供与及び管理事務を行うものとする。

(6) 審査申請システムの構築について

エントリー事業者の情報管理及び申請審査を一括管理するシステムを構築することとし、システムに蓄積されたデータは、適宜道に任意の形式で提供すること。なお、システムはレンタルサーバーにて運用し、保守管理についても行うこととする。

6 成果物の提出

紙媒体 1 部、電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 枚

8 その他

(1) 業務を遂行する際に発生する著作権、肖像権等の権利関係については、受託者の責任により処理すること。

(2) 受託者は、業務を遂行するにあたり、道と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けること。

(3) 受託者は、業務の各段階において、必要に応じて道と協議を行い事務を進めるものとし、道の指

示のもと随時報告を行うこと。

(4) 委託契約書及び実施要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、定めるものとする。